

平成 25 年度 第 2 回長野市社会福祉審議会 会議録（概要）

- 1 日 時：平成 26 年 1 月 28 日（火）13 時 30 分～14 時 45 分
- 2 場 所：講堂（長野市役所第二庁舎 10 階）
- 3 出席者：委員 24 名（欠席者 5 名）、事務局 11 名、傍聴人 1 名、報道関係者 3 名
- 4 要 旨：
  - （1）平成 26 年度長野市の保育所保育料について
  - （2）子ども・子育て支援新制度の概要について

5 詳細内容：

（1）議事（答申報告事項）

平成 26 年度長野市の保育所保育料について

保育所の運営に要する経費である運営費は保護者負担金と公費とで負担することとなっている。保護者は国が示す保育料基準に基づいて、市が設定した保育料を所得に応じて負担いただいている。平成 26 年度の保育料については、前年である平成 25 年分の所得税額等を基に決定している。また、平成 23 年 3 月東日本大震災からの復興のために必要な財源確保のため、復興特別税が創設されたが、所得税額等を基に算定する保育料については、現行の取扱いのままとする国の方針が示されている。

国の方針に基づき、保育料の算定については、復興特別所得税による影響を生じさせないようにするとともに、少子化対策の一環として、子育て世帯への負担軽減の配慮し、平成 26 年度長野市の保育所保育料は据え置きとしたいと考えている。（保育家庭支援課）

【質疑応答】なし

（2）議事（その他報告事項）

子ども・子育て支援新制度の概要について

子ども・子育て支援新制度は平成 27 年度からスタートする。昨年 5 月の第 1 回審議会で申し上げたが、新制度の趣旨は保護者が子育てについての第一義的責任を有するという認識のもとに、幼時期の学校教育、保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するというものである。

主なポイントは 3 点ある。1 点目が認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共

通の給付となる施設型給付及び小規模保育等への給付となる地域型保育給付の創設で、乳幼児に対して、教育・保育を公的責任で、等しく保障していくというもの。2点目は認定こども園制度の改善で、特に幼保連携型認定こども園については学校かつ児童福祉施設として、認可・指導監督を一本化すると共に、財政措置についても施設型給付に一本化し、既存の幼稚園及び保育所から政策的に誘導してこうとするもの。3点目は地域の実情に応じた地域子ども・子育て支援事業の充実。既に事業化されているものの外に、利用者支援の新規事業の創設等、より手厚い支援を図ろうというもの。

この制度の目標は市町村が制度等の実施主体として、地域のニーズに即した子ども・子育て支援事業計画を策定した上で、教育・保育給付や事業実施をするものである。財源は消費税引き上げによる7,000億円程度を含めて1兆円超程度の恒久財産の確保を前提としている。政府の推進体制としては内閣府に子ども・子育て本部が設置されるとともに、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとして子ども・子育て会議が設置されている。本市においても、昨年9月の条例改正により本審議会の児童福祉専門分科会を長野市版の子ども・子育て会議として位置づけ、新制度の平成27年度からの本格施行に向けて、長野市子ども・子育て支援事業計画策定作業に参画いただいている。

平成27年度の保育所幼稚園等の入所申込みが前年の10月頃から開始されることから、平成26年9月末までには事業計画の概ねの案や各種基本条例等を制定する必要があり、安心子ども基金を活用した補正予算をし、本市の子どもの最大の利益実現を図るために審議会委員の皆様をはじめ、保護者関係者の御意見をいただきながら、慎重かつ確実に準備を進めて参るので、ご協力を願いたい。

(保育家庭支援課)

#### 【質疑応答】

(委員) 今回新しく、利用者支援事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業が新事業として創設されるわけだが、その財源については、基金で補正を行って対応をするという考え方で良いのかどうか。

(保育家庭支援課)

安心子ども基金を財源とした予算というのは、新しいシステムを構築するための予算である。既に開発を始めなければ間に合わないということで、前倒しで着手している。

(委員) システム構築のための基金での補正ということは理解できた。ただ、利用する市民の皆さんが困惑しないように、周知徹底等を是非お願いしたい。

(委員) 只今の制度はおそらく健常の子どもたちを対象とした考え方と思われる。就学前の障害をもったお子さんたちの対応、これの関連性というのはどうなっているか。

(保育家庭支援課)

新制度の核となる取組は需給計画で、量の見込みとその対応となるので、直接的にはリンクしていないが、新制度の事業計画に盛り込んでいく。

(委員) 障害をもったお子さんたちが、狭間においていかれないように、長野市としても是非対応をお願いしたい。

(委員) 認定こども園はどのようなものか。教えていただきたい。それともう一点、現在長野市において、幼稚園、保育所、あるいは認定こども園、これらの施設に入所できないで、待機せざるを得ない人がいるのか。

(保育家庭支援課)

一つ目の認定こども園については、保育園は、保育に欠ける子どもを入所させる施設であるが、認定こども園は、利用する保護者の就労状況によらず利用できる施設である。簡単に言うと保育園と幼稚園を足して2で割ったような施設である。

現在、認定こども園の推進を図っているが、所管は幼稚園が文部科学省、保育園が厚生労働省であるため、幼稚園、保育所それぞれの認可を受けなければ設置できないといった二重行政の問題や、財政支援が十分ではない現実がある。新制度においては、認定こども園のこうした課題を解消するための改善を行うこととしている。

今後、認定こども園の種類の1つである「幼保連携型認定こども園」について、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設に改め、認可・指導監督を一本化するとともに、中核市においても、認可・指導監督をすることになる。

長野市には4つの私立認定こども園がある。公立は完全に認定こども園ではないが中条保育園がある。

二つ目の待機児童については、定義が非常に難しいが、国が言っているのは、保育園に入る条件が整っているにも関わらず、申込みをしても、どこの保育園にも入れないというのを定義としている。この国の定義によると、現在、待機児童はゼロ、長野県全体も待機児童ゼロである。ただ、長野市の一部地域では、第一希望の保育園に入れなくて、第二希望、第三希望の認可の保育所に入所いただいている状況がある。引き続き長野市において待機児童が発生しないように対応して参りたいと思っているので、よろしくをお願いしたい。

(委員) 放課後児童健全育成事業についてお尋ねする。ここでは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により家庭にいない者に、放課後預かるよ

うな書き方であるが、館長・施設長会の中で伺っている子ども・子育て関連3法によれば、全ての希望する子どもたちを預かるようにするものというように伺っているが、いかがか。

また、長野市の児童館・児童センターをみても、保護者が働いていながら、施設が狭隘なために受け入れを制限せざるを得ない所も館長の中から声となっている。等しく利益を受けるという点では施設の拡充等の計画等があると、27年度に向けて、より具体的に進めていけるという館長・施設長会の考えでもあるが、いかがか。

(生涯学習課)

放課後児童健全育成事業については、厚生労働省所管の事業であり、国の制度は留守家庭の児童を対象としたものとなっている。本市の放課後対策事業については、長野市版放課後子どもプランに基づき、厚生労働省の留守家庭を対象としたものと、文部科学省の放課後子ども教室推進事業という希望児童を対象とした事業を一体的に実施することで、留守家庭に限らず全ての希望児童の受入れを目指し進めている。ただ、現状の中では児童館・児童センター、学校の教室保有数や利用状況など、それぞれの学校で状況が異なることから段階的に児童の受入れを進めており、一律な状況になっていない。

今回子ども・子育て支援事業計画では、平成31年度までに小学校6年生までの留守家庭の児童を全員対象とするというのが第一に求められているが、それにとらわれずに、希望する児童についても極力受け入れられるように計画とは別に併せて努めていきたい。

(委員) 子どもプラザの開設にあたっては、学校長の意見だけで、空き教室が使えるかどうかで決定している現状にあるのではないか。

学校の顔をうかがって、子どもプラザが開設されているのではないかと感じているので、地域の子どもをみんなで育てるということを教育委員会は前提にお考えいただきたい。

(委員) 幼時期の教育の必要性が今言われている中であって、資料に幼時期の学校教育となっているが、どのようにお考えなのか教えていただきたい。

(保育家庭支援課)

幼時期の学校教育ということが唯一書かれているのが、平成24年度から平成28年度に策定しました長野市教育振興基本計画に幼時期の教育の充実すべき目指す内容と書かれている。「幼児の興味や関心、発達の状態に応じた指導を行い、友達や様々な人、ものとふれあう等の体験の積重ねによる情緒の安定と心身の調和のとれた発達を図るとともに、創造性や表現力を養うなど、人間形成の基礎となる豊かな心と社会性の育成を目指します」とある。幼稚園については幼稚園教育要領、保育園については保育所保育指針というものにおいてそれぞれ、公立で

も、私立でも子どもの健やかな発達支援のための対応をしている。長野市には公立幼稚園がないので、これまで就学前の子どもの教育について具体的な議論がなかったかもしれない。8月26日の児童福祉専門分科会において長野市として就学前のお子さんをどう育てて小学校につないでいくのかということについて、提案がでているので、今後、議論していきたい。

(委員) 幼児教育は非常に大事であるが、資料に平成2年合計特殊出生率1.57ショックとあるが、人口が減ってしまうということだと思う。これを防止するには合計特殊出生率2.07にしないといけないと学者は言っている。長野市としては子ども・子育て支援新制度というものを幼児教育を中心に考えているのか、それ以上に少子化対策なのか、どちらなのか御意見を聞きたい。

(保育家庭支援課)

今回の子ども・子育て支援新制度というのは、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという認識のもとに幼時期の子育て支援を総合的に推進するというものが大前提である。まず、決めるべきは量の見込みとそれに対する確保の方策で、全国的に言われている待機児童対策、これが第一にある。

(委員) 待機児童は長野市においてはあまりないという話が出た。それにも関わらずそこに力を入れるのか。

(保育家庭支援課)

この支援新制度の事業計画は法定計画であり、これを作らなければ、補助金がついてこないことになるので、まず、これを作ってその制度を動かさなければいけないということになる。待機児童については定義というものが問題になっているが、今度の新制度の中では保護者・子どもの実情や自治体の実情に応じて区域分けをし、その中で需給バランスを細かくみていくのが特徴となる。

(保育家庭支援課)

補足する。究極の願いはお子さんを産んでいただくということであるが、子どもを産む、産まないというのは個人の価値観、考え方もあり、どう行政として踏み込んでいくか難しいが、結婚から始まり、妊娠、出産、子育てを通じて、切れ目なく支援をしていくのが少子化対策の一番のねらいと考える。

少子化対策は長野市の総合計画そのものであり、保健福祉分野だけで、できるものではなく、教育分野だけでもできない。産業振興、農業振興、色々な施策がくみあって、最後に少子化対策に取り組んでいけるのではないかと考える。結婚、妊娠、出産、子育てにおいて、切れ目なく、市民の立場に寄り添って、相談をしたり、情報提供をしたり総合的な対策が求められるのが、今回の子ども・子育て支援新制度とご理解いただきたい。

(委員) フランスでは幼稚園から大学まで授業料無料化、医療費無料化されている。その二つが一番大事ではないか。そういうことが少子化対策に必要なことで、

今、ここで述べられたことは、良い事であるけれども、先にやるべきことがあるのではないか。財源をどこからもってくるかというのは非常に大事なことであるけれども、子どもが増えなければ、年寄り社会になってしまって、どうにもならない。

(保育家庭支援課)

国で独身者に対する結婚観等の調査が2011年にあった。結婚する気があるか、ないかという中では、しなくてもいいというのが、おおよそ、男性が年に2%、女性が1%くらい増えているという現状がある。なぜ結婚をしないのかという中では、自分のためにならないからというような方が増えてきている。これは全国的な傾向であるので、長野市ではどういった結果がでるのか。そういったものをつかんで、どういった対策が必要となってくるのかがこれから必要になってくると考える。

今まで行政ではお子さんを安心して育てられる環境を整えて、お子さんを産んでいただくという各種事業を行ってきたが、もうそれでは結婚して、子どもを産んでもらえない。結婚のところまで行政が踏み込んでいく審議を国の方でもしているようである。ただ、子ども・子育て支援新制度の中では、今までの支援、安心して、子どもを産み育てる、環境の支援になるので、婚活であるとか、そういったことは別施策の中で対応していきたいと考える。

(委員) 子どもプラザを利用している。とても環境がよくて、子どもがのびのびしている。何回かそこに参加し、子どもたちと作品づくりをさせていただいた。そこには一人発達障害の子どもさんがいるが、その子どもさんを通して、そこに学んでいる子どもたちが普通の接し方をしていることに驚いた。その子のもっているものを認めながら集団生活をしていく。その2人の指導員の心遣いがすごいと思った。携わる人の資質の向上というのをもひとつに入れながら運営していただけるとありがたい。